○函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則

平成５年３月31日規則第31号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年函館市規則第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成４年函館市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別の取扱いを要する一般廃棄物）

第２条　条例第８条第１項ただし書の規則で定める一般廃棄物は，次の各号の一に該当するものとする。

（１）　容積がおおむね２立方メートルを超えるもの

（２）　重量がおおむね100キログラムを超えるもの

（３）　最大の辺または径がおおむね２メートルを超えるもの

（４）　条例第７条第１項の規定により市長が告示した一般廃棄物処理計画に定める排出の方法によらないもの

（５）　浄化槽汚泥

（多量の一般廃棄物）

第３条　条例第９条の事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は，次の各号の一に該当するものとする。

（１）　おおむね３月間における１日平均の排出量が60リットル以上のもの

（２）　一時の排出量が600リットル以上のもの

（ごみ袋およびごみ処理券）

第３条の２　条例第８条の２および別表第１ごみ処理手数料の項の規則で定めるごみ袋は，次の各号に掲げるごみの区分に応じ当該各号に定める様式のごみ袋とする。

（１）　一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この条において同じ。）を条例第８条第１項本文の規定により収集し，運搬し，および処分する場合（以下「家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合」という。）の燃やせるごみ　別記第１号様式

（２）　家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみ　別記第１号様式の２

（３）　事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を条例第８条第２項の規定により収集し，運搬し，および処分する場合（以下「事業系一般廃棄物の処理をする場合」という。）の燃やせるごみ　別記第１号様式の３

（４）　事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみ　別記第１号様式の４

（５）　一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち条例第８条第１項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第２項の規定により収集し，運搬し，および処分する場合（以下「家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合」という。）の燃やせるごみ　別記第１号様式の５

（６）　家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみ　別記第１号様式の６

２　条例第８条の２および別表第１ごみ処理手数料の項の規則で定めるごみ処理券は，別記第１号様式の７のごみ処理券とする。

（粗大ごみ）

第３条の３　条例別表第１の規則で定める粗大ごみは，耐久消費材その他の一般の家庭の生活に伴って生ずる固形状の一般廃棄物で，次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　容積がおおむね２立方メートル以下であるもの

（２）　重量がおおむね10キログラムを超え100キログラム以下であるもの

（３）　最大の辺または径がおおむね30センチメートルを超え２メートル以下であるもの

（家庭に属する者）

第４条　条例別表第１し尿処理手数料の項の当該家庭に属する者は，月の末日に当該家庭の住居を住所としている者で，当該月の初日および当該月の初日後末日前までの間の日において市内に住所を有していたものとする。ただし，長期間にわたる不在等の理由により当該家庭に属する者とすることが適当でないと市長が認定する者については，この限りでない。

２　前項ただし書の認定を受けようとする者は，別記第１号様式の８の申請書により市長に申請しなければならない。

（手数料の徴収方法）

第５条　条例別表第１のごみ処理手数料は，市長が定めるところにより前納しなければならない。

２　市長は，前項の規定によりごみ処理手数料を納入した者に第３条の２に規定するごみ袋またはごみ処理券を交付する。

３　条例別表第１のし尿処理手数料は，次に定めるところにより，納入通知書により徴収する。た

だし，市長が特に認めるときは，この限りでない。

（１） 継続して排出する条例別表第１し尿処理手数料の項に掲げるし尿（一般の家庭から排出するし尿を除く。）については，次の表の左欄に掲げる期別ごとに，同表の中欄に掲げる期間における当該し尿の収集，運搬および処分に係る手数料を徴収するものとし，その納期限は，同表の右欄に掲げる日とする。

期別	期間	納期限
第１期	２月１日から３月31日まで	４月末日
第２期	４月１日から５月31日まで	６月末日
第３期	６月１日から７月31日まで	８月末日
第４期	８月１日から９月30日まで	10月末日
第５期	10月１日から11月30日まで	12月28日
第６期	12月１日から１月31日まで	２月末日

（２） 継続して排出する条例別表第１し尿処理手数料の項に掲げるし尿（市長が指定する区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿に限る。）については，次の表の左欄に掲げる期別ごとに，同表の中欄に掲げる期間における当該し尿の収集，運搬および処分に係る手数料を徴収するものとし，その納期限は，同表の右欄に掲げる日とする。

期別	期間	納期限
第１期	１月１日から３月31日まで	４月末日
第２期	４月１日から６月30日まで	７月末日
第３期	７月１日から９月30日まで	10月末日
第４期	10月１日から12月31日まで	１月末日

（３） 前２号に掲げるし尿以外のし尿については，１月ごとにその月の前月における当該し尿の収集，運搬および処分に係る手数料をその月に徴収するものとし，その納期限は，その月の末日（その月が12月である場合は，28日。次項において同じ。）とする。

４ 条例別表第１の浄化槽汚泥処分手数料，焼却処分手数料，埋立処分手数料およびし尿処分手数料は，同表浄化槽汚泥処分手数料の項に掲げる浄化槽汚泥，同表焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項に掲げる一般廃棄物または同表し尿処分手数料の項に掲げるし尿を市長が指定するし尿処理場，焼却工場または埋立処分場に搬入するときに徴収する。ただし，市長が特に認めるときは，１月ごとにその月の前月において市長が指定するし尿処理場，焼却工場または埋立処

分場に搬入した当該浄化槽汚泥，一般廃棄物またはし尿の処分に係る手数料を納入通知書によりその月に徴収するものとし，その納期限は，その月の末日とする。

（産業廃棄物の処理に係る使用料の徴収方法）

第６条　条例別表第２の使用料の徴収方法については，前条第４項の規定を準用する。

（手数料等の減免申請）

第７条　条例第13条または第16条の規定により手数料または使用料の減免を受けようとする者は，別記第３号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可等の申請）

第８条　法第７条第１項の許可を受けようとする者は，別記第４号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　法第７条第２項の許可の更新を受けようとする者は，別記第４号様式の申請書に第10条第１項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

３　法第７条第６項の許可を受けようとする者は，別記第５号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

４　法第７条第７項の許可の更新を受けようとする者は，別記第５号様式の申請書に第10条第２項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第９条　法第７条の２第１項の許可を受けようとする者は，別記第６号様式の申請書に次条第１項または第２項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第10条　市長は，法第７条第１項の許可をしたとき，または法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可をしたときは，別記第７号様式の許可証を交付するものとする。

２　市長は，法第７条第６項の許可をしたとき，または法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは，別記第８号様式の許可証を交付するものとする。

３　市長は，法第７条第１項または第６項の許可を受けた者（第12条および第14条において「一般廃棄物処理業者」という。）から法第７条の２第３項の規定による届出があった場合において，当該届出に係る事項が前２項の許可証の記載事項に該当するときは，当該許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業に係る廃止等の届出）

第11条　法第７条の２第３項の規定による届出は，別記第９号様式の届出書によってしなければならない。

（一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出）

第12条　法第７条の２第４項または第５項の規定による届出は，別記第10号様式の届出書によってしなければならない。

（許可証の再交付等）

第13条　次の各号のいずれかに掲げる許可証の交付を受けた者は，当該許可証を紛失し，または著しく損傷したときは，別記第11号様式の申請書により市長に申請し，その再交付を受けなければならない。

（１）　一般廃棄物収集運搬業許可証

（２）　一般廃棄物処分業許可証

（３）　一般廃棄物処理施設置・変更許可証

（４）　産業廃棄物収集運搬業許可証

（５）　産業廃棄物処分業許可証

（６）　特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

（７）　特別管理産業廃棄物処分業許可証

（８）　産業廃棄物処理施設置・変更許可証

２　前項の規定により許可証の再交付を受けた者は，紛失した許可証を発見した場合は，直ちに，当該発見した許可証を市長に返納しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可証の返納）

第14条　一般廃棄物処理業者は，次の各号のいずれかに該当することとなった場合は，速やかに，第10条第１項または第２項の規定により交付を受けた許可証を市長に返納しなければならない。

（１）　法第７条第３項および第８項に規定する許可の有効期間が満了したとき。

（２）　法第７条の３の規定により事業の全部の停止を命ぜられたとき。

（３）　法第７条の４第１項または第２項の規定により許可が取り消されたとき。

（４）　事業の全部を廃止したとき。

（５）　事業の全部を休止したとき。

２　一般廃棄物処理業者は，第10条第１項または第２項の規定により法第７条の２第１項の許可に係る許可証の交付を受けた場合は，速やかに，従前の許可証を市長に返納しなければならない。

（清掃指導員等）

第15条　条例第19条の規定による清掃指導員の業務を補助するため，清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手を置くことができる。

２　清掃指導員ならびに清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手は，職務の執行に当たっては別記第12号様式の身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

（補則）

第16条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規則は，平成５年４月１日から施行する。

２　函館市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年函館市規則第７号）は，廃止する。

３　改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は，市長が定めるところにより，改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附　則（平成７年３月30日規則第17号）

この規則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月29日規則第29号）

１　この規則は，平成８年４月１日から施行する。

２　改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は，市長が定めるところにより，改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附　則（平成９年３月31日規則第38号）

１　この規則は，平成９年４月１日から施行する。

２　改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は，市長が定めるところにより，改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附　則（平成12年３月30日規則第27号）

1　この規則は，平成12年４月１日から施行する。

2　改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は，市長が定めるところにより，改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附　則（平成13年10月22日規則第65号）

この規則は，平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年11月28日規則第82号）

この規則は，平成15年12月１日から施行する。

附　則（平成16年11月30日規則第149号）

1　この規則は，平成16年12月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にある改正前の別記第２号様式の４の規定に基づく埋立処分場使用券は，この規則の施行の日以後においても，函館市戸井廃棄物最終処分場を除き，使用することができる。

3　前項の埋立処分場使用券は，市長が定めるところにより，改正後の別記第２号様式の４の規定に基づく埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附　則（平成17年３月１日規則第６号）

1　この規則は，平成17年３月７日から施行する。

2　この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「改正前の商業登記法」という。）第11条第１項の規定により交付された登記簿の謄本は，整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第１項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第53条第５項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第１項の規定により交付される登記簿の謄本も，同様とする。

附　則（平成17年３月31日規則第44号）

1　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

2　改正前の別記第１号様式から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は，この規則の施行の日以後においても，使用することができる。

附　則（平成18年９月19日規則第97号）

１　この規則は，平成18年10月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に交付を受けた改正前の別記第２号様式の３の規定に基づく焼却工場使用券については，同日以後においても，当該使用券に函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成４年函館市条例第43号）別表第２の規定による焼却工場使用料との差額を加算して使用することができる。

附　則（平成25年３月13日規則第５号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第32号）

（施行期日）

１　この規則は，平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の別記第１号様式の３から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ，燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。以下これらを「対象ごみ袋等」という。）は，それぞれの対象ごみ袋等１枚につき，函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成25年函館市条例第64号。以下「改正条例」という。）による改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成４年函館市条例第43号）第12条第２項および別表第１の規定による当該対象ごみ袋等１枚当たりのごみ処理手数料の額と，当該対象ごみ袋等１枚に係る改正後手数料額（当該対象ごみ袋等１枚について改正条例による改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第12条第２項および別表第１の規定が適用された場合におけるこれらの規定による当該対象ごみ袋等１枚当たりのごみ処理手数料の額をいう。）との差額を加算して，それぞれ改正後の別記第１号様式の３から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ，燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。）と引き換えることができる。

３　改正前の別記第２号様式の１および別記第２号様式の２の規定に基づく一般廃棄物処理券は，当該一般廃棄物処理券１枚につき改正条例附則第４項に規定する額を加算して，それぞれ改正後の別記第２号様式の１および別記第２号様式の２の規定に基づく一般廃棄物処理券と引き換えることができる。

４　改正前の別記第２号様式の３の規定に基づく埋立処分場使用券は，当該埋立処分場使用券１枚

につき改正条例附則第５項に規定する額を加算して，改正後の別記第２号様式の３の規定に基づく埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附　則（平成26年６月３日規則第38号）

１　この規則は，平成26年７月１日から施行する。

２　改正前の別記第１号様式から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は，この規則の施行の日以後においても，使用することができる。

附　則（平成27年６月１日規則第36号）

１　この規則は，平成27年７月１日から施行する。

２　改正前の別記第１号様式から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は，この規則の施行の日以後においても，使用することができる。

附　則（平成27年12月16日規則第66号）

この規則は，平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年５月７日規則第２号）

１　この規則は，令和元年10月１日から施行する。

２　改正前の別記第１号様式の３から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ，燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。以下これらを「対象ごみ袋等」という。）は，それぞれの対象ごみ袋等１枚につき，函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成31年函館市条例第９号。以下「改正条例」という。）による改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成４年函館市条例第43号）第12条第２項および別表第１の規定による当該対象ごみ袋等１枚当たりのごみ処理手数料の額と，当該対象ごみ袋等１枚に係る改正後手数料額（当該対象ごみ袋等１枚について改正条例による改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第12条第２項および別表第１の規定が適用された場合におけるこれらの規定による当該対象ごみ袋等１枚当たりのごみ処理手数料の額をいう。）との差額を加算して，それぞれ改正後の別記第１号様式の３から別記第１号様式の７までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ，燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。）と引き換えることができる。

附　則（令和３年３月25日規則第29号）

１　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の別記第４号様式，別記第６号様式および別記第８号様式の規

定に基づき提出されている申請書，改正前の別記第５号様式の規定に基づき交付されている許可証ならびに改正前の別記第９号様式の規定に基づき交付されている証明書は，改正後の別記第４号様式および別記第５号様式，別記第６号様式ならびに別記第11号様式の規定に基づき提出された申請書，改正後の別記第７号様式および別記第８号様式の規定に基づき交付された許可証ならびに改正後の別記第12号様式の規定に基づき交付された証明書とみなす。

附　則（令和４年２月28日規則第４号抄）

（施行期日）

１　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書，申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は，この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は，当分の間，適宜修正のうえ使用することができる。

別記第１号様式（第３条の２関係）

家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみに係る5リットル袋

注　袋は，半透明とし，地の色は桃色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考　10リットル袋，20リットル袋，30リットル袋および40リットル袋については，「5リットル」とあるのは，それぞれ「10リットル」，「20リットル」，「30リットル」および「40リットル」とする。

別記第１号様式の２（第３条の２関係）

家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみに係る5リットル袋

注　袋は，半透明とし，地の色は緑色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考　10リットル袋，20リットル袋，30リットル袋および40リットル袋については，「5リットル」とあるのは，それぞれ「10リットル」，「20リットル」，「30リットル」および「40リットル」とする。

別記第１号様式の３（第３条の２関係）

事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせるごみに係る20リットル袋

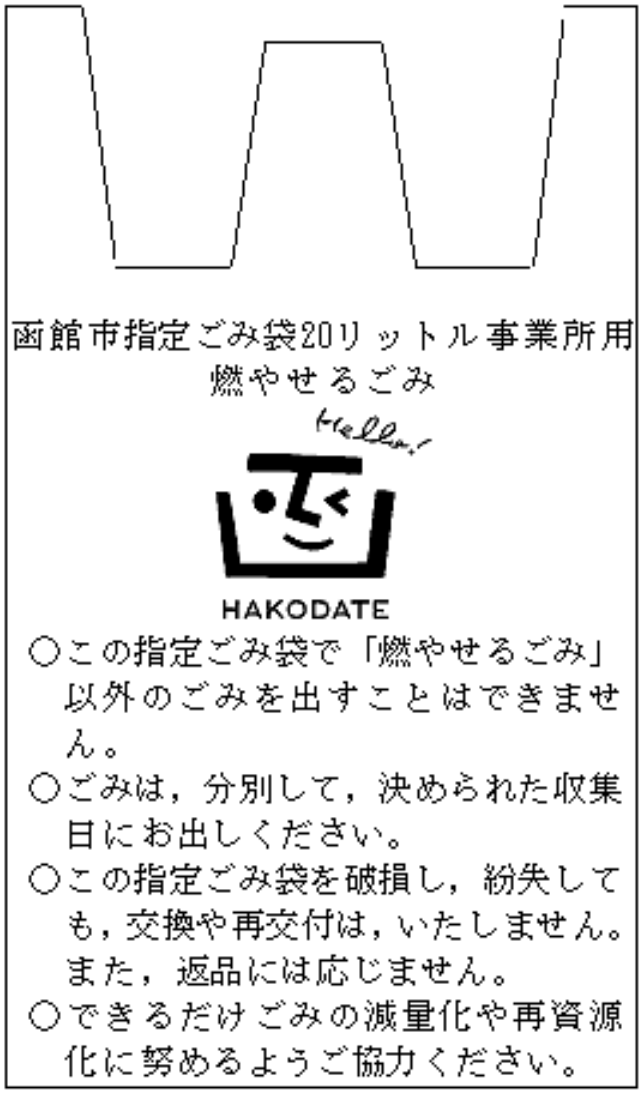

注　袋は，半透明とし，地の色は赤色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考　40リットル袋については，「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第１号様式の４（第３条の２関係）

事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみに係る20リットル袋

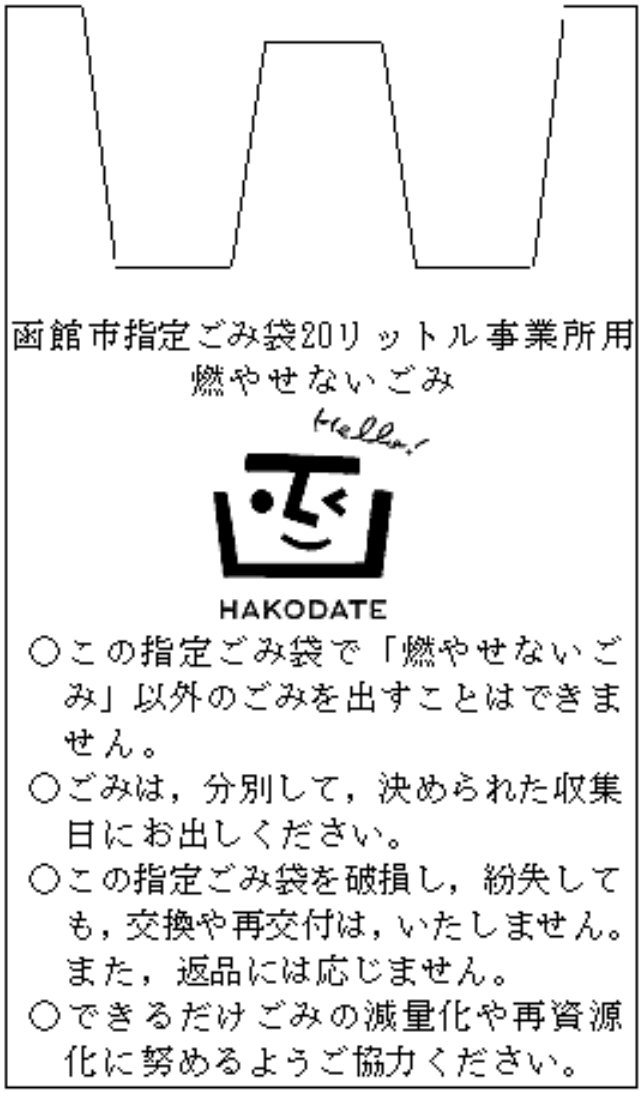

注　袋は，半透明とし，地の色は灰色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考　40リットル袋については，「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第１号様式の５（第３条の２関係）

家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせるごみに係る20リットル袋

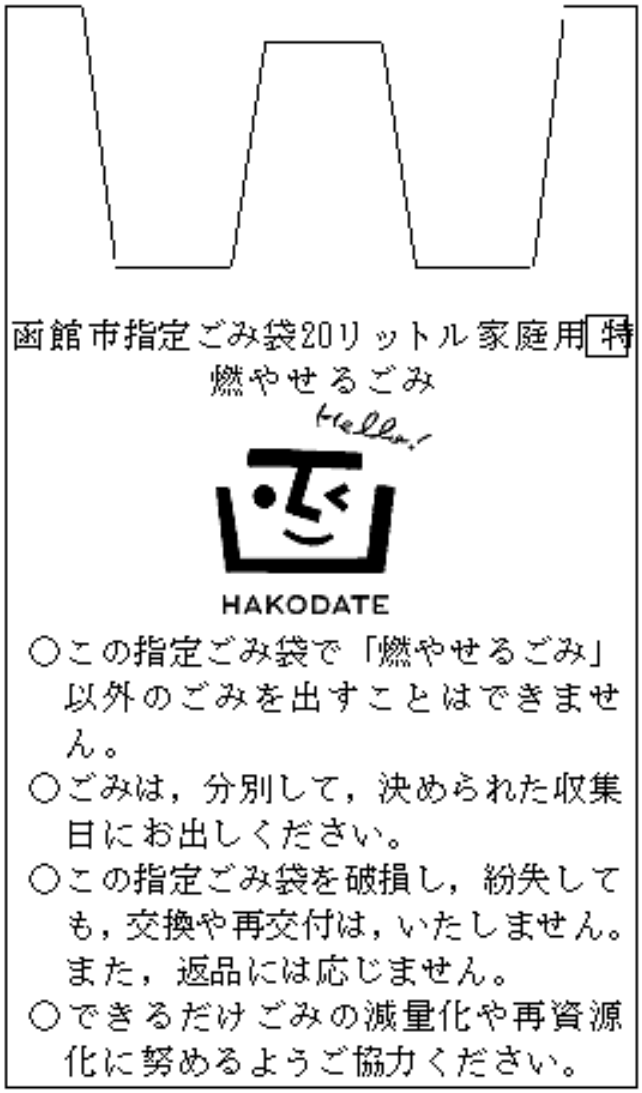

注　袋は，半透明とし，地の色は赤色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考　40リットル袋については，「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第１号様式の６（第３条の２関係）

家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみに係る20リットル袋

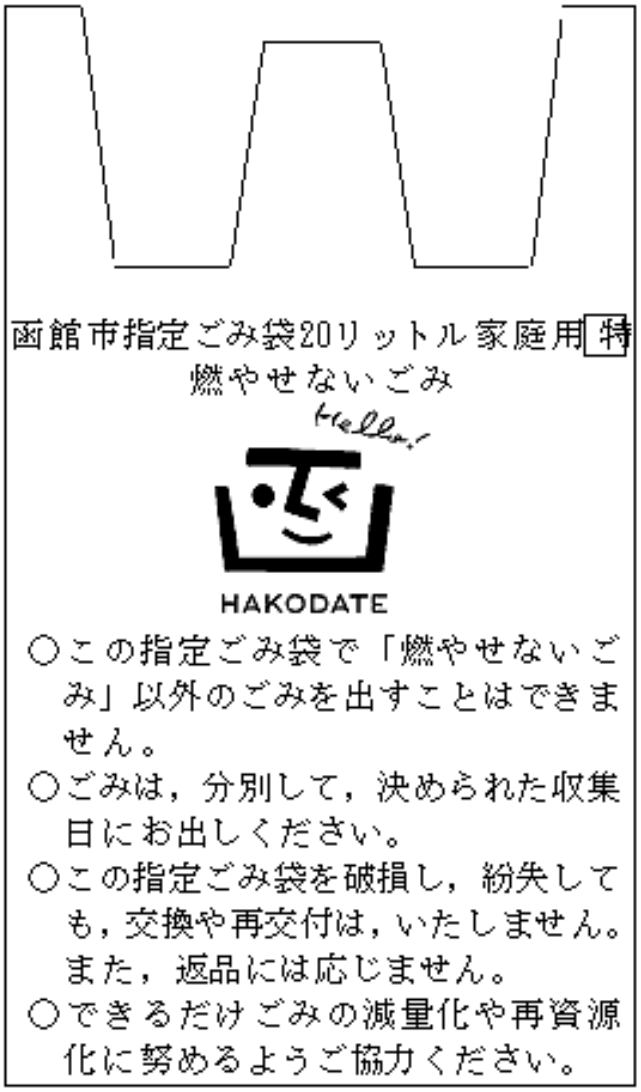

注　袋は，半透明とし，地の色は灰色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考　40リットル袋については，「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第１号様式の７（第３条の２関係）

その１（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

指定ごみ袋に入らない

燃やせるごみ

８０円

○このごみ処理券で「燃やせるごみ」以外のごみを出すことはできません。
○ごみは，分別して，決められた収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色はえんじ色と，文字および模様の色はぼたん色および黒色とする。

その２（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

指定ごみ袋に入らない

燃やせないごみ

８０円

○このごみ処理券で「燃やせないごみ」以外のごみを出すことはできません。
○ごみは，分別して，決められた収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は緑色と，文字および模様の色は草色および黒色とする。

その３（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の３０キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

粗大ごみ(30kg未満用)

２００円

HAKODATE

○粗大ごみは，指定された収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は紺色と，文字および模様の色は青色および黒色とする。

その４（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の３０キログラム以上５０キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

粗大ごみ(30kg以上50kg未満用)

HAKODATE

４００円

○粗大ごみは，指定された収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は黄土色と，文字および模様の色は茶色および黒色とする。

その５（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の５０キログラム以上の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

粗大ごみ(50kg以上用)

６００円

○粗大ごみは，指定された収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は紫色と，文字および模様の色は金赤色および黒色とする。

その６（事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせるごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

事業所用

指定ごみ袋に入らない

燃やせるごみ

２４０円

○このごみ処理券で「燃やせるごみ」以外のごみを出すことはできません。
○ごみは，分別して，決められた収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は黄土色と，文字および模様の色は赤色および黒色とする。

その７（事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

事業所用

指定ごみ袋に入らない

燃やせないごみ

２４０円

○このごみ処理券で「燃やせないごみ」以外のごみを出すことはできません。
○ごみは，分別して，決められた収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は紺色と，文字および模様の色は灰色および黒色とする。

その８（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせるごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

指定ごみ袋に入らない

燃やせるごみ　特

１６０円

○このごみ処理券で「燃やせるごみ」以外のごみを出すことはできません。
○ごみは，分別して，決められた収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は黄土色と，文字および模様の色は赤色および黒色とする。

その９（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

指定ごみ袋に入らない

燃やせないごみ　特

１６０円

○このごみ処理券で「燃やせないごみ」以外のごみを出すことはできません。
○ごみは，分別して，決められた収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は紺色と，文字および模様の色は灰色および黒色とする。

その10（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の３０キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　　No.

粗大ごみ(30kg未満用)特

４００円

○粗大ごみは，指定された収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は黄土色と，文字および模様の色は淡緑色および黒色とする。

その11（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の３０キログラム以上５０キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　No.

粗大ごみ(30kg以上50kg未満用)特

８００円

○粗大ごみは，指定された収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は紺色と，文字および模様の色は紺色および黒色とする。

その12（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の５０キログラム以上の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券　No.

粗大ごみ(50kg以上用)

特

１,２００円

○粗大ごみは，指定された収集日にお出しください。
○このごみ処理券を破損し，紛失しても，交換や再交付は，いたしません。また，返品には応じません。
○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。

注　地の色は黄土色と，文字および模様の色は淡茶色および黒色とする。

別記第１号様式の８（第４条関係）

し尿処理手数料徴収対象者除外認定申請書

年　　月　　日

函館市長　　様

住　所

申請者

氏　名

次のとおり函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則第4条第1項ただし書の認定を受けたいので，同条第2項の規定により申請します。

1　認定を受けようとする者の住所

2　認定を受けようとする者の氏名

3　認定を受けようとする理由

4　認定を受けようとする期間

別記第２号様式　削除

別記第３号様式（第７条関係）

一般廃棄物処理手数料等減免申請書

年　　月　　日

函館市長　　様

申請者
住　所　（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏　名　（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）

次のとおり手数料等の減免を受けたいので申請します。

1　減免を受けようとする者の住所

2　減免を受けようとする者の氏名

3　減免を受けようとする手数料等の種別

4　減免を受けようとする金額

5　減免を受けようとする理由

別記第４号様式（第８条関係）

一般廃棄物収集運搬業の許可・許可更新申請書

年　　月　　日

函館市長　様

申請者

住　所　（法人にあっては，主たる事務所の所在地）

氏　名　（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）

電　話　　局　　番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により，一般廃棄物収集運搬業の許可・許可の更新を受けたいので，次のとおり申請します。

事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類および積替えまたは保管を行うかどうかを明らかにしてください。）	
取　扱　区　域	
取　扱　料　金	
事務所および事業場の所在地	事務所 （電話　　局　　番）
	事業場 （電話　　局　　番）
事業の用に供する施設の種類および数量	
積替えまたは保管を行う場合には，積替えまたは保管を行う全ての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う一般廃棄物の種類，積替えのための積み上げることができる高さ	

既に一般廃棄物処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には，申請年月日）	市町村名	許可番号（申請中の場合には，申請年月日）

申請者

（個人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

ふりがな 名称	主たる事務所の所在地

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

ふりがな 名称	主たる事務所の所在地

役員（法定代理人が法人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において，当該株主または出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
ふりがな 氏名または名称	生年月日	保有する株式の数または出資の金額	本籍
		割合	住所または主たる事務所の所在地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

※ 受付欄	※ 手数料欄

添付書類

1　事業計画の概要を記載した書類

2　事業の用に供する施設（積替えまたは保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図

3　申請者が前項の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合

には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
4　事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
5　事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
6　申請者が法人である場合には，申請の日の属する事業年度の直前３年（許可の更新を申請する場合は，直前２年）の各事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
7　申請者が個人である場合には，資産に関する調書ならびに直前３年（許可の更新を申請する場合は，直前２年）の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
8　申請者が法人である場合には，定款または寄附行為および登記事項証明書
9　申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍（外国人にあっては，住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
10　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
11　申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
12　申請者が法人である場合には，役員の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
13　申請者が法人である場合において，発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは，これらの者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には，登記事項証明書）
14　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
15　その他市長が必要と認める書類または図面

注　1　※印欄は，記入しないでください。
2　「法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）」欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については，該当する全ての者を記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付してください。
3　「役員」欄に記載する役員とは，業務を執行する社員，取締役，執行役またはこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
4　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第２４条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは，添付書類６および８の書類に代えて，当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
5　許可の更新を申請する場合は，その内容に変更がない場合に限り，添付書類１から３までの書類および図面の添付を省略することができます。

別記第５号様式（第８条関係）

一般廃棄物処分業の許可・許可更新申請書

年　　月　　日

函館市長　様

申請者
住　所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）
電　話　　局　　番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により，一般廃棄物処分業の許可・許可の更新を受けたいので，次のとおり申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載してください。）	
事務所および事業場の所在地	事務所 （電話　　局　　番）
	事業場 （電話　　局　　番）
事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類，設置場所，設置年月日，処理能力，許可年月日および許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限ります。）を記載してください。）	
保管を行う場合には，保管を行う全ての場所の所在地，面積，保管する一般廃棄物の種類，処分等のための積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式，構造および設備の概要	

既に一般廃棄物処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には，申請年月日）	市町村名	許可番号（申請中の場合には，申請年月日）

申請者

（個人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

ふりがな 名称	主たる事務所の所在地

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

ふりがな 名称	主たる事務所の所在地

役員（法定代理人が法人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において，当該株主または出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
ふりがな 氏名または名称	生年月日	保有する株式の数または出資の金額	本籍
		割合	住所または主たる事務所の所在地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

※ 受付欄	※ 手数料欄

添付書類

1　事業計画の概要を記載した書類

2　事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図

3　申請者が前項の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

４　一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には，当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
５　事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
６　事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
７　申請者が法人である場合には，申請の日の属する事業年度の直前３年（許可の更新を申請する場合は，直前２年）の各事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
８　申請者が個人である場合には，資産に関する調書ならびに直前３年（許可の更新を申請する場合は，直前２年）の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
９　申請者が法人である場合には，定款または寄附行為および登記事項証明書
10　申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍（外国人にあっては，住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
11　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
12　申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
13　申請者が法人である場合には，役員の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
14　申請者が法人である場合において，発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは，これらの者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には，登記事項証明書）
15　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
16　その他市長が必要と認める書類または図面

注　１　※印欄は，記入しないでください。
２　「法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）」欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については，該当する全ての者を記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付してください。
３　「役員」欄に記載する役員とは，業務を執行する社員，取締役，執行役またはこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
４　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第２４条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは，添付書類７および９の書類に代えて，当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
５　許可の更新を申請する場合は，その内容に変更がない場合に限り，添付書類１から４までの書類および図面の添付を省略することができます。

別記第６号様式（第９条関係）

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年　　月　　日

函館市長　様

申請者
住　所　（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏　名　（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）
電　話　　局　　番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第１項の規定により，一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

許可の年月日および許可番号	年　月　日　第　号
一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（一般廃棄物収集運搬業にあっては取り扱う一般廃棄物の種類および積替えまたは保管を行うかどうか，一般廃棄物処分業にあっては処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載してください。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類，数量，設置場所，設置年月日，処理能力，許可年月日および許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式，構造および設備の概要	

既に一般廃棄物処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には，申請年月日）	市町村名	許可番号（申請中の場合には，申請年月日）

申請者

（個人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

ふりがな 名称	主たる事務所の所在地

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

ふりがな 名称	主たる事務所の所在地

役員（法定代理人が法人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において，当該株主または出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
ふりがな 氏名または名称	生年月日	保有する株式の数または出資の金額	本籍
		割合	住所または主たる事務所の所在地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日 役職名	本籍 住所

※ 受付欄	※ 手数料欄

添付書類

1　一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては，次の書類および図面

(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類

(2) 変更に係る事業の用に供する施設（積替えまたは保管の場所を含む。）の

構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図
(3) 申請者が前号の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
(4) 変更に係る事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
(5) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
(6) 申請者が法人である場合には，申請の日の属する事業年度の直前２年の各事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
(7) 申請者が個人である場合には，資産に関する調書ならびに申請の日の属する事業年度の直前２年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
(8) 申請者が法人である場合には，定款または寄附行為および登記事項証明書
(9) 申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍（外国人にあっては，住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下この項において同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
(10) 申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
(11) 申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
(12) 申請者が法人である場合には，役員の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
(13) 申請者が法人である場合において，発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは，これらの者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には，登記事項証明書）
(14) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第４条の７に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
(15) その他市長が必要と認める書類または図面

2　一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては，次の書類および図面
(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
(2) 変更に係る事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図
(3) 申請者が前号の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
(4) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には，当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
(5) 変更に係る事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
(6) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
(7) 申請者が法人である場合には，申請の日の属する事業年度の直前２年の各

事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類

(8) 申請者が個人である場合には，資産に関する調書ならびに直前２年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類

(9) 申請者が法人である場合には，定款または寄附行為および登記事項証明書

(10) 申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍（外国人にあっては，住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下この項において同じ。）および法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類

(11) 申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(12) 申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類

(13) 申請者が法人である場合には，役員の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類

(14) 申請者が法人である場合において，発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主または出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは，これらの者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には，登記事項証明書）

(15) 申請者に政令第４条の７に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類

(16) その他市長が必要と認める書類または図面

注　１　※印欄は，記入しないでください。

２　「法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）」欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については，該当する全ての者を記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付してください。

３　「役員」欄に記載する役員とは，業務を執行する社員，取締役，執行役またはこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

４　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第２４条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは，一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類１（６）および（８）の書類に，一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類２（７）および（９）の書類に代えて，当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。

５　その内容に変更がない場合に限り，一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類１（１）から（３）までの書類および図面の添付を，一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類２（１）から（４）までの書類および図面の添付を省略することができます。

別記第７号様式（第10条関係）

許可番号　第　　号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項（第７条の２第１項）の規定により，次のとおり許可します。

函館市長　　印

許可の年月日　　年　　月　　日

許可の有効年月日　　年　　月　　日

１　事業の範囲

(1) 取り扱う一般廃棄物の種類

(2) 積替えまたは保管の有無

２　積替えまたは保管を行う全ての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う一般廃棄物の種類，積替えのための積み上げることができる高さ

３　取扱区域

４　許可の条件

５　許可の更新または変更の状況

年　　月　　日　　（内容）

別記第８号様式（第10条関係）

許可番号　第　　号

一般廃棄物処分業許可証

住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項（第７条の２第１項）の規定により，次のとおり許可します。

函館市長　　印

許可の年月日　　年　　月　　日

許可の有効年月日　　年　　月　　日

１　事業の範囲

２　事業の用に供する全ての施設（施設ごとの種類，設置場所，設置年月日，処理能力，許可年月日および許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限ります。））

３　許可の条件

４　許可の更新または変更の状況

年　　月　　日　　（内容）

別記第９号様式（第11条関係）

一般廃棄物処理業の廃止・変更届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者
住　所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）
電　話　　局　　番

年　　月　　日付け第　　号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る次の事項について廃止・変更したので，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項の規定により，次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">廃止・変更した事項の内容（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の６第１項第２号に掲げる事項を除く。）</td><td>廃止・変更後</td><td>廃止・変更前</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">変更した事項の内容（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の６第１項第２号に掲げる事項）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人，株主または出資をしている者の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
氏名</td><td>主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人，役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。），株主，出資をしている者または使用人の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ふりがな
氏名</td><td>生年月日</td><td>本籍</td></tr>
<tr><td>役職名</td><td>住所</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>廃止・変更の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類

１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第２条の６第１項第１号に掲げる事項の変更の場合には，個人にあっては住民票の写し（本籍（外国人にあっては，住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国

籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類，法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書

２　省令第２条の６第１項第２号に掲げる事項の変更の場合には，同号イからハまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（省令第２条の６第１項第２号イに掲げる法定代理人が法人である場合には，その登記事項証明書ならびに役員の住民票の写しおよび法第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類）ならびに法人にあっては登記事項証明書（省令第２条の６第１項第２号ロに掲げる役員の変更の場合に限る。）

３　省令第２条の６第１項第３号に掲げる事項の変更の場合には，変更後の事務所または事業場の付近の見取図

４　一般廃棄物収集運搬業者に係る省令第２条の６第１項第４号に掲げる事項の変更の場合には，当該変更に係る施設に関する次に掲げる書類

(1) 事業の用に供する施設（積替えまたは保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図

(2) 届出者が前号の施設の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

５　一般廃棄物処分業者に係る省令第２条の６第１項第４号に掲げる事項の変更の場合には，当該変更に係る施設に関する次に掲げる書類

(1) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図ならびに最終処分場にあっては，周囲の地形，地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面（当該施設が法第８条第１項の許可を受けた施設である場合を除く。）

(2) 届出者が前号の施設の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

注　この届出書は，廃止または変更の日から１０日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては，３０日）以内に提出してください。

別記第10号様式（第12条関係）

一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者
住　所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）
電　話　　局　　番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第４項（第５項）の規定により，次のとおり届け出ます。

許可年月日および許可番号	年　　月　　日　第　　号
許　可　の　種　類	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年　　月　　日

注　１　「該当するに至った欠格要件」欄は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号ロからトまでまたはリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては，同号イまたはチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入してください。

２　法第７条第５項第４号イに該当するおそれがあるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の８第１項で定める者に該当するに至った場合は，「許可年月日および許可番号」欄および「許可の種類」欄についてのみ記入してください。

別記第11号様式（第13条関係）

許可証再交付申請書

年　　月　　日

函館市長　様

申請者
住　所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあっては，その名称および代表者の氏名）
電　話　　局　　番

次のとおり交付を受けた許可証を紛失・損傷したので，函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則第１３条の規定により，許可証の再交付を申請します。

許可年月日および許可番号	年　　月　　日　第　　号
許可の種類	
再交付の理由	

添付書類

再交付の理由が損傷の場合は，当該損傷した許可証

別記第12号様式（第15条関係）

（表）

第　　号

清　掃　指　導　員　の　証

（清掃指導員指導助手
清掃指導員作業助手）

職　　名

氏　　名

生年月日

年　　月　　日交付

函館市長　　印

6センチメートル

9センチメートル

（裏）

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（抜粋）

（清掃指導員）

第19条　市長は，この条例の目的の達成に必要な事項について指導させるため，清掃指導員を置く。

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則（抜粋）

第15条　条例第19条の規定による清掃指導員の業務を補助するため，清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手を置くことができる。

2　清掃指導員ならびに清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手は，職務の執行に当たっては別記第9号様式の身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。